

29 吹市総第 26 (2065) 号
平成 29 年 10 月 5 日
(2017 年)

吹田民主商工会
会長 工藤 芳昭 様
吹田商工協同組合
理事長 永田 虎次 様

吹田市長 後藤 圭二
(公印省略)

2018 年度予算及び施策改善に関する要望書について（回答）

平素は市政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
平成 29 年（2017 年）9 月 19 日に受付させていただきました標記のことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。
なお、事務の迅速化、簡素化のため公印は省略させていただきます。

問い合わせ先
吹田市
市民部 市民総務室 参事 川下
電話 06-6384-1378

●循環型地域経済の振興施策について

I 官公需施策の改善・拡充について

(1) 造園業務の「ダンピング問題」を受けて

①新たに水道部等で発生したダンピング受注問題を抜本的に解決するために、最低制限価格制度を導入していただくこと。また、予定価格が1000万円以内の業務については、入札参加資格を「市内本店業者」のみとしていただくこと。もし、電子入札を実施する場合はランダム係数を採用していただくこと。

(担当：契約検査室)

造園業務（除草・剪定業務）については、契約検査室からの発注はありません。造園工事の入札については、最低制限価格を導入済みで、予定価格1千万円未満の工事については、市内事業者を優先して指名競争入札を実施しています。また、電子入札案件においては、全ての一般競争入札で採用しており、最低制限価格はランダム係数を用いて算定しています。

(担当：水道部 企画室)

吹田市（契約検査室）と調整を行ってまいります。

②すべての造園業務に於いて、これ以上の予定価格を無視した意図的なダンピング受注が発生するようになるため最低制限価格制度を導入していただくこと。また、予定価格が1000万円以内の業務については、入札参加資格を「市内本店業者」のみとしていただくこと。もし、電子入札を実施する場合はランダム係数を採用していただくこと。

(担当：契約検査室)

造園業務（除草・剪定業務）については、契約検査室からの発注はありません。造園工事の入札については、最低制限価格を導入済みで、予定価格1千万円未満の工事については、市内事業者を優先して指名競争入札を実施しています。また、電子入札案件においては、全ての一般競争入札で採用しており、最低制限価格はランダム係数を用いて算定しています。

(担当：総務交通室)

土木部では、平成29年度より、造園業務のうち、除草・剪定業務については、一般競争入札（電子入札）を導入いたしました。一般競争入札（電子入札）の導入に伴い、最低制限価格を設定するとともに予定価格が1,000万円未満の案件については、入札参加資格を「市内本店業者」のみといたします。

ランダム係数の採用については、一般競争入札（電子入札）を今年度から導入したばかりですので、現在のところ、最低制限価格の設定にランダム係数を採用することは検討しておりません。ただし、一年間を通して検証をした結果、最低制限価格の設定に何らかの対応が必要であると判断した場合は、ランダム係数や他の方法

の採用も含めた検討をしてまいります。

また、除草のみの業務につきましては、予定価格に関係なく、引き続き「市内本店業者」のみでの指名競争入札をしてまいります。

(2) 現行規定の見直し等について

① 「吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規定」で、予定価格 1000 万円未満の指名競争入札の参加資格を、「市内業者」、「準市内業者」としている現状から、「市内本店業者」のみと改善していただくこと。

(担当 : 契約検査室)

「吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規定」第 9 条では、「指名事業者等を選定するときは、公正な競争及び契約の適正な履行が確保されると認められる限りにおいて、市内に本店を有する者及び市内に支店のみを有する者の順に、これらの者を優先的に選定する」と規定し、市内本店事業者の優先順位を明確に規定しています。参加資格を市内本店事業者に限定することについては、競争性が十分確保されるか、また、契約の適正な履行がなされるかなど総合的な観点から、個々の業務ごとに判断させていただきます。

② 「吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規定」で「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」に区分している現状から、茨木市のように「市内本店業者」と市外業者の区分に改めていただくこと。

(担当 : 契約検査室)

「吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規定」では、「一般競争入札を行うときは、公正な競争及び契約の適正な履行が確保されると認められる限りにおいて、市内に本店（必要があると認められるときは、本店又は支店）を有することを入札参加資格とするよう努めなければならない。」と規定しており、また、指名競争入札においては、上記のとおり市内本店事業者の優先順位を明確に規定していることから、現在のところ改める必要はないものと考えております。

今後とも同規定を遵守するよう庁内に周知を図り、市内事業者への優先発注に努めてまいります。

③ 「吹田市市内事業者及び準市内事業者の認定に関する要領」に基づき定期的な実態調査を行っていただくこと。本年 4 月以降 8 月までの調査結果を教えてください。

(担当 : 契約検査室)

昨年度に制定しました「吹田市市内事業者及び準市内事業者の認定に関する要領」に基づき、吹田市に入札参加資格の認定申請や変更の届出があった事業者のうち、市が必要と判断した事業者に対し実態調査を実施し、市内事業者又は準市内事業者としての認定基準を満たしているかどうか確認を行っています。

本年4月以降についても、同要領に基づき、隨時実態調査を実施した上で、市内事業者及び準市内事業者の認定を行っています。

④吹田市が現在導入している「簡易な修繕」への登録については市内業者のみに限定し、市外業者の登録を廃止していただくこと（昨年度の回答では市内事業者は対応できない案件があると予測されるので、市内事業者に限定することが困難とあります。そのような案件は外して、市内業者のみに限定するべきです。）また、50万未満、もしくは100万円未満と上限を設けて地元小規模事業者に仕事が回るしくみを講じていただくこと。

(担当：契約検査室)

平成29年9月現在、市内本店及び市内支店事業者の「簡易な修繕」での登録数は18者であること、また、修繕内容によっては、市内事業者では対応できない案件があると予想されるため、「簡易な修繕」への登録を市内事業者のみに限定することは困難であると考えています。

今後とも、市内の事業者の方に「簡易な修繕」に登録していただくよう周知に努めるとともに、少額の工事、修繕等の発注に当たっては、市内事業者が対応できる案件については市内事業者へ優先的に発注するよう、府内に周知徹底を図ってまいります。

⑤複数の業者による「くじ引き」で落札決定が増加している現状の問題点を明らかにして、総合評価方式の導入を含めた改善策を講じていただくこと。

(担当：契約検査室)

市が実施する入札において、全体としてくじ引きで落札事業者が決まるケースが増加しているかどうかについては、現在のところ把握しておりません。

⑥吹田市官公需の下で働くすべての労働者の待遇を人間らしい暮らしができるものとして保障するために、公契約条例を早期に制定していただくこと。公契約条例の策定は労働者の人権保障であるとともに、地域経済の循環を実現させる施策でもあります。また、TPP等が実施された場合の労働者の待遇や地域経済を守る力になるものです。既に創設している自治体の実態を調査して前向きに検討していただくこと。

(担当：契約検査室)

公契約条例の制定につきましては、従来から国において労働者の実態を把握した上で、労働基準法等の関係法令との整合性をもった法整備が必要であると考えており、公契約法の制定について今後も大阪府市長会を通じて国に要望してまいります。

また、TPPに関しましては、現時点では見通しが不透明なため、今後、国の動向について注視してまいります。

⑦国土交通省は公共工事設計労務単価を引き上げています。設計労務単価は公共工事の質を確保するための最低の単価です。単価引き上げの成果が労働者に正しく反映される仕組みを構築していただくとともに実態を調査していただくこと。

(担当：契約検査室)

工事設計労務単価の引き上げについては、国からの通知に従い迅速に対応しているところです。請負金額の変更契約締結時には受注者に対し、下請事業者との請負金額の見直しや技能労働者への賃金水準引き上げ等に適切に対応する旨の誓約書を徴取するとともに、工事完了時には同様の報告書を徴取しており、単価引き上げの成果が労働者に正しく反映されていると考えています。

⑧入札の度に労働者の賃金が引き下げられたり待遇が悪化したりすることのない制度を構築していただくとともに関係する労働者の実態を調査していただくこと。

(担当：契約検査室)

毎年、最低賃金改定に伴い、委託業務の発注に当たり最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づく適切な予定価格を設定すること、委託業務従事者の労働条件が労働基準法等関係法令に適合しているか実態の把握に努め、委託事業者に対し関係法令を遵守するよう周知徹底を図ることについて、庁内全部局に通知し、周知を図っておきます。

また、委託業務の従事者の方にも最低賃金等についての情報をお知らせするため、各所管の施設等に最低賃金額を記載したポスターの掲示をしています。

(担当：地域経済振興室)

市内事業所における労働条件・雇用条件等の労働実態を把握し、労働福祉行政の推進に資することを目的として、3年ごとに市内企業1,000社を対象とするアンケート形式の「労働事情調査」を実施しています。ご要望の調査の件につきましては、次回労働事情調査におきまして、他の調査項目を精査した上で検討してまいります。

⑨官公需に係る全ての部署で産業振興条例の研修を行うとともに、循環型地域経済を実現することの意味を共有化していただくこと。

(担当：地域経済振興室)

契約担当部局から、年に数回全府的に市内事業者の受注機会の増大に関する通知を行っています。

その中で、産業振興条例の第4条第10号に規定されています「市内の中小企業者の受注機会の増大を図ること。」を庁内に浸透化させるため、前述の通知に担当部局と連携し、官公需の確保が産業振興条例に規定されていることも加えて通知して、考え方の共有化を図ってまいります。

また、更なる条例の周知については、研修等も含めその方法を検討してまいります。

II 建設産業の振興について

(1) 吹田市内においても建設産業は循環型地域経済を担う上で大変重要な役割をはたしています。しかし、その振興策が策定されていません。国が示す「建設産業の再生と発展の方策 2011、2012」を参考に、また吹田市産業振興条例の趣旨にも則り振興策を策定していただくこと。

(担当：地域経済振興室)

吹田市産業振興条例の趣旨に則り、今後とも、建設業及び建設関連等事業者への企業訪問を継続して実施し、要望や御意見等の把握に努め、ニーズに応じた支援施策を調査・研究してまいります。

また、各種補助金制度等の施策において、対象業種の見直し等、多業種の事業者に活用いただけるよう検討してまいります。

(2) 昨年の回答では企業訪問を継続して実施することで要望や意見等の把握に努めるとされています。その規模別訪問件数と要望や意見を教えてください。

(担当：地域経済振興室)

平成 28 年 4 月から平成 29 年 8 月の間の規模別訪問件数は下表のとおりです。

従業者規模	訪問件数（単位：件）
1～4人	5
5～9人	7
10～19人	17
20～49人	10
50～99人	3
100～299人	3
300人以上	0
非公開	1
合計	46

企業訪問において、お伺いした要望や意見については、専門資格の取得やスキルアップに関する費用への補助制度の設立に関するものや人材採用をテーマにしたセミナー（人材採用時の適性検査の技術・知識に関するもの、考課制度に関するもの）の開催に関するものがありました。

(3) 2010 年 12 月市議会で、全会一致で採択された小規模修繕契約希望者登録制度を創設していただくこと。

(担当：契約検査室)

「小規模工事希望者登録制度」につきましては、現在、本市では実施しております。

せんが、物品等各種契約の登録で小規模な修繕を希望される事業者に対しまして、参加希望種目「その他の業務委託等」の中に取扱品目として「簡易な修繕」を設け、建設業の許可の有無に関係なく登録できることとしております。

本市としましては、今後とも市内の事業者の方に「簡易な修繕」に登録していただくよう周知に努めるとともに、少額の工事、修繕等の発注に当たっては、市内事業者が対応できる案件については市内事業者へ優先的に発注するよう、庁内に周知徹底を図ってまいります。

(4) 2010年12月市議会で賛成多数で採択された住宅リフォーム助成制度を創設していただすこと。地域経済振興室においては、全国の動向を調査していただくこと。

(担当：地域経済振興室)

国等で活用可能な交付金等の制度が設けられた場合は、制度の実施について関係部局とも協議を行っていきたいと考えています。

また、全国の動向については調査、研究してまいります。

(5) 「まちなか商店・店舗・工場リニューアル助成制度」を創設していただすこと。これ等の制度を創設している自治体の調査をしていただくこと。

(担当：地域経済振興室)

現に営業をされている個店等を補助対象とする制度の創設は考えておりませんが、同様の制度を創設された他市の状況や費用対効果などについては、調査、研究してまいります。

Ⅲ 国の統計調査結果に基づく検証・分析作業について

(1) 吹田市商工業振興対策協議会で発表された平成27年国勢帳に基づく「吹田市と近隣市との労働力人口との比較」では「本市は周辺都市から多くの労働力を持った都市であることがわかる」とされている。その要因は何か、どのような職種が流入し、流出しているのか、地域経済振興にどのように作用しているのか等を分析していただくこと。

(担当：地域経済振興室)

流入、流出の職種など詳細なデータが公表されておりませんが、調査・研究してまいります。

(2) 吹田市商工業振興対策協議会で発表された経済センサス基礎調査に基づく「吹田市における事業所数及び従業員数の推移」では323事業所が増加したことが記されている。どの業種が増加しているのか、どの業種が減少しているのか、その理由は何か、従業員数も同様にして、その要因や地域経済にどのように作用しているのか等を分析していただくこと。

(担当：地域経済振興室)

「平成 28 年経済センサス-活動調査・速報値」に基づいて作成した資料であり、業種・従業員とともに詳細なデータの公表がされておらず、すべての確報集計は平成 30 年 6 月に公表される予定となっており、そのデータに基づいて分析を行う予定ではありますが、平成 27 年に開業した大型商業施設は事業所数の増加及び市内従業者数の増加に寄与していると考えております。

(3) 2017 年中小企業白書では 2009 年から 2014 年の 5 年間で小規模企業が 102 万 7100 社廃業しています。吹田ではどうだったのか検証・分析していただくこと。

(担当：地域経済振興室)

詳細なデータが公表されていないため検証・分析はできかねますが、本市においては開業率が廃業率を上回っており、事業所数も増加傾向が続いている。

IV 現行施策の改善について

(1) 吹田市融資制度の改善について

①融資相談は自営業者の実態を総合的に把握することができるものです。その重要な相談活動の中心には正規職員が配置されるべきです。融資相談の位置づけを高め、以前のように複数の職員が相談に対応できる体制に改めていただくこと。

(担当：地域経済振興室)

専門の非常勤職員が 1 名と、企業振興・融資担当の常勤職員が 4 名で担当しており、非常勤職員とともに融資相談業務をはじめ、現地調査等に対応しており、融資全般にわたり業務の習得に努めています。現在吹田市では、新規採用職員は 10 年間で総務人事関係、企画関係、窓口関係と 3 つの部門を経験させるようにしています。そのため、長年の経験を積むことが必要である融資相談業務を、例えば若手の職員が企業振興・融資担当で数年間に渡り必ず籍を置いて担っていくことは難しい側面もあります。ただ、この融資相談業務に限らず、各々の職員がより様々な業務に対応できるようにしていくことが、組織力を高めるために必要不可欠であると十分に認識しているので、限られた予算と人員の中ではありますが、その有効活用に努めていきたいと考えています。

②数年前から当会が指摘してきた「高額な金利のカードローン」が社会問題化してきました。このような商取引で市民生活が壊されることはあってはなりません。銀行との懇談の場で指摘するとともに対策を協議していただくこと。また、吹田市制度融資に於いては、このような借金であっても、事業資金に活用したことが明確であれば借り換えができるようにしていただくこと。

(担当：地域経済振興室)

1 点目については、市としてどのような対応ができるか、今後研究していきたいと考えます。

また、2点目については、吹田市の制度融資は大阪信用保証協会の保険付の内容となっています。大阪信用保証協会の規制で他の金融機関での融資を借り換えることが出来なくなっています。

(2) 創業支援型事業所賃貸料補助金や中小企業ホームページ作成事業補助金の予算を大幅に増額して、数多くの自営業者が活用できる制度に改善していただくこと。

(担当：地域経済振興室)

予算の増額は、財政上、困難な状況ですが、より多くの開業者や事業者を支援できるように、今後とも適宜、制度の見直しを検討してまいります。

(3) 企業情報のデータベース化に踏み切っていただいたことに敬意を表します。

まずは訪問企業から始めることに異論はありませんが、すべての業種に範囲を広げ、規模別の観点も有して数千件単位の取組に拡大していただくこと。そのためにも来年度は予算を獲得していただくこと。

(担当：地域経済振興室)

訪問企業情報のデータベース化につきましては、主に中小企業者を対象に業種や規模を限定することなく訪問を行って得た企業情報を蓄積していく考えです。

予算の獲得は、財政上、困難な状況ですが、市内事業者を支援していくうえで有効活用できるものとなるよう、適宜、データの活用方法の検討や見直しを検討してまいります。

(4) 企業訪問は特定の業種や規模に偏ることなく実施される必要があります。特に吹田市内の大半を占める小規模事業者の実態把握が欠かせません。事業所統計にある割合を参考にして数多くの企業の実態を把握していただくこと。

(担当：地域経済振興室)

企業訪問は、小規模事業者を含む中小企業を対象に実施しています。

今後も、業種や規模を限定することなく企業訪問を実施し、市内事業者の実態把握に努めてまいります。

(5) 地域経済振興予算を一般会計の2%まで計画的に引き上げていただくこと。当面1億円の予算増を実現するとともに職員の増員を行っていただくこと。

(担当：地域経済振興室)

予算の大幅な増額につきましては、財政上、困難な状況ですが、今後も事業者のニーズを的確に把握し、事業の見直しを図りながら、より効果的な中小企業支援策を進めてまいります。

●税・社会保障問題に関連して

I 国民健康保険制度について

(1) 「大阪府国保統一化」については吹田市議会が昨年の5月に採択された意見書や吹田市が大阪府へ要望された「引き続き保険料賦課権が市町村にある」との基本姿勢を踏まえた各主張を貫いていただくとともに、もし、強行されるような事態になっても吹田市の主張に沿った独自施策を継続していただくこと。

(担当：国民健康保険室)

吹田市議会では、平成28年5月定例会におきまして、「国民健康保険の保険料率や減免制度を大阪府内で統一せず、各市町村が実情に応じた独自制度を続けられるようにすることを求める意見書」が賛成多数により可決し、大阪府へ提出されています。

本市としましても、平成29年度（2017年度）大阪府当初予算に対する要望におきまして国民健康保険の広域化について、引き続き『保険料賦課権が市町村にあることを踏まえ、「賦課割合」「保険料減免・一部負担金減免」等については、長年市の施策として市町村が独自基準を設けてきたことを考慮し各市町村の判断を尊重すること』等要望書を大阪府へ提出しました。

平成30年度当初予算に対する要望におきましても、

① 賦課権が広域化後も市町村に残ったままで、また、長年各自治体の施策として独自基準を設けてきたことを考慮し、応益分の賦課割合について各市町村の判断を尊重すること。

② 統一保険料を目指すため、黒字が生じたときの保険料引き下げは認めない一方で、赤字が生じたときは保険料に上乗せとしており、統一化の制度設計と相反すること、また、赤字による被保険者の保険料負担増にも鑑み、市町村の責任において一般会計繰入金による財政投入等を認めること。

③ 保険料減免及び一部負担金減免の原資について、必要最低限の保険料減免等を保険料で賄うことについては全市町村が合意できるならばやむを得ないが、上乗せ、外出しの部分については各市町村のこれまでの取組を踏まえて一般会計繰入を認めること。

④ 事業費納付金算定にあたっては、医療費インセンティブの重要性に配慮し医療費割を導入すること。

等要望を行っております。

今後とも、広域化の方針につきましては、大阪府及び他の府内市町村の動向を見極めたうえで、各市町村が半世紀以上にわたる保険者としての役割を果たしてきたことを踏まえ、また、大阪府と共同での保険者としての役割を今後も果たしていくため、国の制度設計のもと持続可能な制度構築を行うよう大阪府へ強く要望してまいりたいと考えております。

(2) 「払いたくても高すぎて払えない」保険料を引き下げていただくこと。

(担当：国民健康保険室)

低所得者の保険料を軽減する国民健康保険基盤安定負担金は、予算上政令に基づき算出し、今年度においても保険料の引下げ要因として組み込まれています。しかしながら被保険者の減少による応益割（均等割・平等割）の1人あたりの負担増、1人あたりの医療給付費の伸び等により平成29年度医療分保険料としては、3.56%の引き上げとなりました。

平成30年度の予算編成におきましては、保険基盤安定負担金は引き続き保険料の引き下げ要因として組み込む一方、累積赤字を増加させないよう単年度収支均衡を図るとともに、府が提示する標準保険料率及び事業費納付金を受け、府及び市独自の激変緩和措置を考慮しながら適正な保険料の設定に努めてまいります。

なお、従前より要望のありました保険料を引き下げる目的の一般会計繰入金の投入につきましては、府の強い指導の下に困難であると考えております。

(3) 資格証や短期保険証の発行を無くしていただくこと。保険証の留置き期間を1か月以内に短縮していただくこと。

(担当：国民健康保険室)

短期被保険者証及び資格証につきましては、「国民健康保険法」「吹田市国民健康保険短期被保険者証交付要領」及び「吹田市国民健康保険被保険者資格証明書の交付及び保険給付の一時差止等に関する要領」基づいて、未納保険料の納付に協力が得られない世帯に対して交付を行っているもので、保険料の納付相談及び納付指導の機会を確保するためのものであることから廃止することは考えておりません。

留置き期間につきましては、対象者が必要な医療から遠ざけられることがないよう、概ね2か月を経過した段階で納付相談のなかった世帯に対しても郵送しておりますが、納付相談等の機会を確保する観点からこれ以上の期間の短縮は考えておりません。

(4) 保険料の減免希望者や滞納者の多くは、国保料だけではなく税金や年金、公共料金、借入金等の滞納者もいます。生活全般の実情を丁寧に把握して対応していただくこと。

(担当：国民健康保険室)

保険料の納付相談に関しましては、相談者の生活状況を十分にお伺いしたうえで、きめ細かな対応を心掛けております。

生活困窮や生活保護、多重債務の相談があった場合は、本人了承のもと、担当課への引継を行っており、今後におきましても関係所管との連携を強化し、引き続き相談者の生活全般から問題解決を図る努力を行ってまいります。

(5)財産調査に当たっては「吹田市国民健康保険料財産調査に関する基準」を遵守するとともに、実施にあたっては、各々の該当基準のなかで何を優先して財産調査するのか明確にしていただくこと。

(担当：国民健康保険室)

財産調査につきましては、保険料の納付に御協力いただけない方の滞納処分や事業の休廃止及び高齢で納付資力のない方の滞納処分の執行停止を行うために必要と考えております、「吹田市国民健康保険料財産調査に関する基準」に基づき財産調査を進めてまいります。滞納案件は個々の状況が違うことから優先順位を明確にすることは困難であると考えております。

(6)財産調査や差押えの結果を検証し、公表していただくこと。

(担当：国民健康保険室)

財産調査の結果、差押えや滞納処分の執行停止に至ったものなどできる限り検証してまいります。

(7)財産調査の結果を踏まえて滞納処分の執行停止を積極的に推進していただくこと。

(担当：国民健康保険室)

滞納処分の執行停止に関しましては、滞納者の収入や納付状況、年齢、財産の有無等総合的に検討してまいります。

(8)債権管理室の役割と国保室の役割の違いについて明らかにしてください。

(担当：債権管理課)

債権管理課では徴収の公平性を確保するために、国民健康保険室に対し、適正な債権管理や滞納整理の助言・指導を行ってまいります。

また、国民健康保険料において納付資力がありながらも納付をしないような悪質な滞納者に対しては、徴収の公平性の確保と徴収率の向上を進めるため、平成29年度より徴収事務の一部を債権管理課に移管のうえ、滞納処分を含めた滞納整理を実施してまいります。

(担当：国民健康保険室)

国民健康保険室では、賦課した保険料について納付がないものについては督促状の送付し、それでも納付がないものについては電話・文書・訪問による催告を行っています。また納付相談があった場合は納付できない事情を良くお伺いし、減免や分納などの対応を行っています。

一方で再三にわたって催告を行っても納付や納付相談のない案件のうち、国民健康保険室において徴収が困難と思われる案件については、税務部債権管理課と協議

のうえ財産調査を行い、国民健康保険室から滞納者に「移管予告通知書」を送付したうえで納付や納付相談がない案件については債権管理課で滞納処分をおこなってまいります。

(9) 以下の実態について教えてください

- ① 2016年度の所得別国保加入世帯数
- ② 2015年度（から2016年度まで）の所得階層別滞納世帯数
- ③ 2016年度の保険料減免件数、減免金額
- ④ 本年9月1日現在の資格証数、短期保険証数、保険証留置き数
- ⑤ 2015年度の所得別財産調査件数、差押え件数と金額、執行停止件数。本年8月31日までの所得別財産調査件数、差押え件数と金額、執行停止件数
- ⑥ 2016年度の所得別財産調査件数、所得別差押え件数と金額、所得別執行停止件数

(担当：国民健康保険室)

②は平成27年度のシステム変更に伴い算出できません。
現在、業者と調整中で算出でき次第報告させていただきます。

① 2016年度の所得別国保加入世帯数は次のとおりです。

平成28年度(2016年度)
吹田市国民健康保険所得階層別世帯数

(単位:世帯)

	平成28年度 (2016年度)
33万円以下又は不明	24,317
50万円以下	2,035
100万円以下	6,327
150万円以下	4,712
200万円以下	2,878
250万円以下	1,883
300万円以下	1,245
350万円以下	755
400万円以下	491
450万円以下	336
450万円超	1,903
合計	46,882

③2016年度の保険料減免件数、減免金額は次のとおりです。

**平成28年度（2016年度）
国民健康保険料減免件数、減免金額**

年度	減免件数（件）	減免金額（円）
平成28年度 (2016年度)	3,439	262,123,140

④本年9月1日現在の資格証数、短期保険証数、保険証留置き数は次のとおりです。

国民健康保険短期被保険者証・資格証の状況

短期被保険者証数	947
うち留置き数	90
資格証	1

* 平成29年8月末現在。

⑤2015年度の所得別財産調査件数、差押え件数と金額、執行停止件数及び⑥2016年度の所得別財産調査件数、所得別差押え件数と金額、所得別執行停止件数は、次のとおりです。

国民健康保険料所得階層別財産調査（預金）件数表

所得（万円）	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
1,000万円～	2	2	2
900万円～	1	1	0
800万円～	0	0	1
700万円～	2	1	1
600万円～	5	0	2
500万円～	3	2	4
400万円～	7	3	13
300万円～	21	14	20
200万円～	10	45	46
100万円～	14	52	34
0円～	17	22	26
未申告	9	51	16
社保加入他市転出等	47	55	56
合計	138	248	221

平成29年度は8月末現在。

国民健康保険料差押・執行停止件数表

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
差押件数	3	17	8
差押金額（円）	1,865,220	21,249,000	6,027,891
執行停止件数	275	305	262

平成29年度は8月末現在。

*所得別差押件数及び所得別執行停止件数は作成していません。

II 貧困対策の強化・生活保護制度について

(1)日本の全世帯の相対的貧困率は16.1%（2012年）です。吹田市の相対的貧困率を、全世帯、母子家庭、父子家庭、65歳以上、高齢男性のみの世帯、高齢女性のみの世帯に分けて教えてください。

（担当：生活福祉室）

本市では全世帯を対象とした相対的貧困率の調査は行っておりません。
平成 28 年 9 月に行った「子どもの生活に関する実態調査」では、小学 5 年生及び中学 2 年生の保護者の相対的貧困率は 10.9% でした。

(2) 安価で安心して入居できる公営住宅の建設に取り組んでいただくこと。また、生活困窮者支援の一環として家賃の補助制度の創設、養護老人ホーム、小規模グループホームを計画的に建設していただくこと。

(担当：住宅政策室)

市民の財産でもある市営住宅ストックを最大限に活用するとともに、老朽化の著しい既存住宅については適切な時期に整備等を行います

(担当：生活福祉室)

生活困窮者支援の家賃補助制度としては、住居確保給付金制度があります。65 歳未満の就労意欲がある方が離職や廃業により失業した場合に、安心して求職活動ができるように原則 3 か月を基本として最長 9 か月、生活保護基準額を上限とした家賃を貸主に代理納付するというもので、平成 28 年度は 7 人が利用されました。

(担当：高齢福祉室)

認知症高齢者グループホームの整備につきましては吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいて進めており、今後も必要数を見極めながら計画的に整備を進めてまいります。

養護老人ホームについては市内に整備されていませんが、今後も新たな整備は見込んでおらず、引き続き近隣市にある養護老人ホームを利用していくます。

(3) 吹田市は大阪府内でも賃貸住宅の家賃が高く現在の生活保護基準では住居の確保が困難です。国に対して基準の引き上げを求めていただくこと。

(担当：生活福祉室)

平成 27 年 7 月以降の住宅扶助額の改定に伴う対応につきましては、経過措置の適用、特別基準の設定を個別に十分検討して、実施しております。また、生活保護制度が、社会経済環境の変化に対応し、真に困窮する方を適切に支えることができる制度となるよう市長会を通じて国に対して要望してまいります。

(4) 生活困窮者の実態把握を行っていただくこと。健康で文化的な暮らしができない生活困窮者を積極的に生活保護に導く仕組みを構築していただくこと。

(担当：生活福祉室)

生活困窮者自立支援センターでは、生活の困り事に関する相談を広く受け付けて、アセスメントを行う中で、生活保護が必要と思われる方は、生活保護の窓口につなげています。

また、チラシや市報、ホームページなどで、生活の困り事を早い段階で相談していただけるように広報するとともに、市役所の各窓口で生活に困窮しているという実態が把握できた場合には、生活困窮者自立支援センターへ繋ぐという連携の構築に努めてまいります。

(5) 「就労」指導は、生活保護受給者の実態と意向を尊重して行っていただくこと。

(担当：生活福祉室)

就労支援を実施するに際しましては、ケースワーカーによる面談等での聞き取りを行い、十分に実態、意向の把握に努めております。また、必要に応じて、就労支援プログラムの活用を助言するなど、就労に結びつく取り組みを行っております。

(6) 生活保護受給者の転入や転出に当たっては、該当自治体間の連携を密にして、受給者の生活環境や不安に寄り添う対応を行っていただくこと。

(担当：生活福祉室)

転入や転出に際しましては、該当自治体間の連携を密にして、受給者の生活環境や不安に寄り添う対応を行っております。

(7) 国基準に即し、担当職員数を増員して、時間的にも精神的にも余裕をもって相談者に対応できる体制を整備していただくこと。職員の在職年数は最低でも保護手帳の内容を理解して活用できる年数を確保していただくこと。また、職員相互が経験を蓄積したり継承したりできる環境を整備していただくこと。

(担当：人事室)

生活福祉室の職員数については、生活保護世帯の増加に対応するため、平成22年度（2010年度）から平成28年度（2016年度）の7年間に、合わせて14人の増員を行っております。

また、平成27年4月から始まった生活困窮者自立支援事業の実施のため、5人の増員も行いました。

引き続き、効率的な行政運営の確立に努め、今後とも業務量に見合った職員の適正配置に取り組んでまいりたいと考えております。

また、職員の適性、希望、職場状況等を勘案した上で、相応の在職年数を確保するよう努めるとともに、職員相互の経験の蓄積及び継承に努めてまいります。

(8) 職員研修について

①日本国憲法と生活保護法

②「小田原市生活保護行政のあり方検討会報告書」（2017年4月6日小田原市HP）

(担当：生活福祉室)

生活福祉室に配属となった新任職員等におきましては、研修計画に基づきまして、それぞれ必要な研修を実施しております。

研修内容につきましては、日本国憲法第25条の理念、生活保護法の趣旨の理解に努めるよう、取り組んでおります。

小田原市生活保護行政のあり方検討会報告書につきましては、府内福祉事務所検察指導員研修会に参加をして、講義を受ける予定にしております。

(9) 生活保護基準のこれ以上の縮小・見直しに反対を表明していただくこと。

(担当：生活福祉室)

生活保護制度が、社会経済環境の変化に対応し、真に困窮する方を適切に支えることができる制度となるよう市長会を通じて国に対して要望してまいります。

III 介護保険制度について

(1) 2015年8月からの利用料の2割負担に続いて2018年8月からの3割負担、2017年8月からの高額介護サービス費の上限引き上げ(37,200円から44,400円に)が強行されました。その影響による利用抑制が心配されています。追跡調査の体制を整備していただくとともに、事態が悪化した際の対応策を検討していただくこと。

(担当：高齢福祉室)

今後高齢化が進行することにより要介護・要支援者の増加に伴う給付拡大が見込まれます。こうした状況の中、将来のさらなる介護需要の高まりに対応しながら、介護保険制度を持続していくために、様々な制度改正が行われてきました。平成29年（2017年）8月1日には、現役並み所得者に相当する方の高額介護サービス費の負担の上限引き上げ等が行われ、平成30年（2018年）8月1日には、一定以上の所得を有する第1号被保険者の利用者負担が3割となります。

本市におきましては、国による制度的な対応が不可欠と考えておりますので、利用者負担の引き上げによるサービス利用の状況を注視しつつ、介護サービスの利用が制限されることがないよう、今後とも大阪府市長会を通じて国に要望してまいります。

(2) 介護保険制度の急速な見直しにより自己負担割合が大幅に増大しています。保険料や利用料の減免制度の拡充を行っていただくこと。

(担当：高齢福祉室)

本市では市民税の課税状況や収入額等一定の要件に該当する場合は保険料の減額や利用者負担額を助成する独自の制度を行っております。

しかし、低所得の方に対する対策につきましては、本来、財政負担も含めて国の制度として抜本的に行われるべきものと考えており、引き続き、国庫負担による低所得者対策を大阪府市長会を通じて国に要望してまいります。

(3)新たに設置される「介護医療院」については、医療を必要とする高齢者の安上がりな受け皿とならないようになります。そのためにも、患者の生活の質と尊厳を守ることができる人員配置や施設基準を準備していただくこと。

(担当：高齢福祉室)

介護医療院の人員基準等につきましては、国の社会保障審議会介護給付費分科会等において検討が進められています。

医療を必要とする高齢者にとって適切な人員基準等になるよう、今後の議論の動向を注視しながら、必要に応じて国に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

(4)特別養護老人ホームを計画的に建設していただくこと。今年度は第6期介護保険事業計画の最終年度です。本年9月1日現在の待機者数、3年間の成果と問題点を教えてください。

(担当：高齢福祉室)

本市の特別養護老人ホームの待機者数については、直近で確認している平成29年（2017年）4月1日現在で、530人となっています。第6期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、小規模特別養護老人ホーム4か所の整備を見込んでおりましたが、すべて未整備となっております。施設整備が進まない原因として、土地の確保が困難であることに加え、介護人材不足も課題と考えています。

次期計画策定に当たっては、特別養護老人ホームの待機者数等も勘案し、必要数を見極めながら、計画的な整備を進めるとともに、介護人材確保策にも取り組んでまいりたいと考えております。

(5)小規模事業所の実態把握を行い、存続のための必要な支援を強化していただくこと。

(担当：高齢福祉室)

平成29年（2017年）7月に市内の介護保険サービス等事業所及びその運営法人を対象に、地域密着型サービスの整備意向や職員の状況等についてのアンケートを実施しました。その結果から明らかになった課題をもとに、次年度以降、介護人材確保策等に取り組んでまいりたいと考えております。

(6)高齢者、障がい者両方に対応できる「共生型サービス」の導入に当たっては、高齢者、障がい者の専門性を担保し、一律的に「介護保険優先原則」を適用することなく利用者の実態に応じて柔軟に対応していただくこと。

(担当：高齢福祉室)

高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、新たに「共生型サービス」が位置付けられます。

こうしたサービスも含め、必要な支援につきましては、今後とも、本市の障がい

福祉サービス担当と地域包括支援センターまたはケアマネジャーが連携を取りながら、利用者の個々の実態に応じた対応を行ってまいります。

(担当：障がい福祉室)

現在、65歳未満の障がい福祉サービス受給者が、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスが確保できない場合、又は介護保険「非該当」と判定された場合等について、必要な障がい福祉サービスの支給決定をしております。

また、障がい福祉固有のサービスと認められる行動援護、同行援護、自立訓練、就労継続支援等については、65歳到達以後についても引き続きご本人のニーズに基づいて柔軟に支給決定しているところです。

「共生型サービス」の導入に当たり、今後も、利用者の実態に応じた柔軟な対応ができるよう、政令等の内容に注視してまいります。

(7) 国に対して以下の点で要望を強めていただくこと

① 介護報酬の大幅な引き上げ

(担当：高齢祉室)

現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会等におきまして、平成30年度（2018年度）制度改革に向けた様々な議論がなされております。

今後の議論の動向に注視するとともに、介護報酬につきましては事業者が安定した事業運営を行える報酬体系となるように、必要に応じて国に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

② 一般財源による介護労働者の大幅な待遇改善と介護労働者の確保

(担当：高齢福祉室)

介護人材の待遇改善や人材確保につきましては、本市のみならず全国的な課題であり、更なる解決策を講じるよう、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

IV 住民税について

(1) 「自己都合」退職を本人の帰責性と断定することなく「吹田市市税条例施行規則第7条第1号」の所得減少に当てはまれば減免を適用していただくこと。

(担当：市民税課)

個人市・府民税につきましては、所得税とは異なり、所得があった翌年に課税される制度となっています。この制度のもとでの「自己都合」退職は、翌年度課税されることが予見可能であり、本人の帰責性が認められることから減免を適用しておりません。

今後も、納税義務者間における租税負担の公平性を保つとともに、適正な課税事務に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいいた

します。

(2) 減免・分納希望者や滞納者からの相談に当たっては、今後も、滞納者の実情を正確に把握し該当住民が生活困窮に陥ることなく納付できるように支援していただくこと。また、生活の困窮による場合は生活福祉課や生活困窮者自立支援センターなどとも連携して、住民生活の安定に導いていただくこと。

(担当：納税課)

一時に納めていただくことができないと認められる場合、地方税法上、1年（やむを得ない事情がある場合は合計2年）以内の期間に限り、納税を猶予することができる旨規定されておりますが、納税相談に当たりましては、できるだけ相談者の生活実態に沿った内容となるよう今後も配慮してまいります。

(3) 財産調査や差押えを行う際は、事前に該当者に通知していただくとともに、生活や営業に支障をきたすことがないように配慮していただくこと。差押え後の換価は機械的に実施することなく該当住民の実態を把握していただくこと。また、状況に応じて滞納処分の執行停止を積極的に実行していただくこと。

(担当：納税課)

滞納整理を進めるに当たりましては、文書や電話による催告、臨戸訪問による催告を行っております。ほとんどの方は納税相談の後、完納となります。催告を無視したり、分割納付の約束をしても不履行を繰り返すといった方もおられます。納税意思のない方には滞納処分を前提に、納付資力がないと思われる方には執行停止も踏まえ、国税徴収法第141条の規定に基づき財産調査を行っております。

なお、多重債務であることが判明した場合は無料法律相談があることを説明し、その所管である市民総務室を紹介するとともに、国民健康保険料等の滞納が判明した場合には担当部署と連携し解決に努めております。

また、生活がかなり困窮し、生活保護に該当すると思われるような場合には、生活福祉室への案内も行っています。

(4) 滞納者への対応は吹田市独自で行うべきであり「大阪府域地方税徴収機構」への参加は行われるべきではありません。大阪府は「国保統一化」が実現されると国保料滞納者までその領域を拡大する計画です。そうなれば、益々市役所と住民との距離が離れてしまいます。「大阪府域地方税徴収機構」から撤退していただくこと。

(担当：納税課)

大阪府域地方税徴収機構へは徴収スキルの向上を主な目的とし、参加市町が持ち寄った多くの事案に接することにより、法律を運用する際の考え方や多様な知識の取得を目指し参加しております。

大阪府域地方税徴収機構については、平成27年4月1日から平成30年3月31

日までの時限設置でしたが、平成30年度以降も継続設置することを決定しました。本市においても引き続き、参加する予定です。

(5) 納税の猶予、換価の猶予、申請型換価の猶予制度などを住民目線で活用して納税者の負担軽減につなげていただくこと。また、延滞金の徴収については機械的な対応とはせず納税の努力に配慮した柔軟な対応をしていただくこと。

(担当：納税課)

平成27年度の税制改正により申請による換価猶予制度が創設されました。これにより、自らが換価猶予の適用を申請することができるようになりました。しかしこの申請を行うに当たっては、条例に定められている申請書及び添付書類が必要となります。換価猶予の適用にあたりましては、どちらの制度を利用するのが納税者に対し適切であるか都度判断してまいります。

延滞金につきましては、定められた期限内に納付がない場合、地方税法に基づき計算した延滞金を本来の税額に加算し納付していただくことになります。

なお、延滞金の納付が困難な方につきましては、生活状況等について十分ご相談をさせていただいたうえで、吹田市市税条例施行規則第4条に基づき判断してまいります。

(6) 以下の点について 2016年度の実績を教えてください

①住民税、固定資産税の減免実施状況（人数、理由、金額）

①市民税の減免実施状況（市民税課）

減免理由	生活困窮 (生活保護受給)	失業等 (死亡含む)	災害	その他	計
人 数	39人	96人	2人	25人	162人
減免金額	1,382,500円	2,981,800円	44,000円	836,400円	5,244,700円

①固定資産税の減免実施状況（資産税課）

減免理由	生活保護受給	生活困窮	計
人 数	39人	51人	90人
減免金額	1,349,500円	1,015,900円	2,365,400円

②財産調査の実施状況（件数、内容）

②財産調査の実施状況（納税課）

不動産	55 件
預 金	3,509 件
生命保険等	269 件
その他	176 件

③差押の状況（内容、件数、金額）

③差押の状況（納税課）

不動産	53 件	48,334 千円
債 権	117 件	59,595 千円
その他	2 件	778 千円

④滞納処分の執行停止状況（税目、件数、金額）

④滞納処分の執行停止状況（納税課）

市府民税（普通徴収）	343 件	26,382 千円
〃（特別徴収）	50 件	8,714 千円
法人市民税	22 件	1,870 千円
固定資産・都市計画税	112 件	4,498 千円
固定資産・償却資産税	121 件	17,521 千円
軽自動車税	49 件	128 千円

V 債権管理について

(1) 国民健康保険料の滞納者に対する徴収業務の一部を担うにあたって、その目的と方針を明らかにしていただくこと。また、その結果を検証して公表していただくこと。

（担当：債権管理課）

債権管理課では徴収の公平性を確保するために、債権を保有する債権所管室課に対し、適正な債権管理や滞納整理の助言・指導を行い、徴収率の向上に努めていくことを目的としています。

また、国民健康保険料の滞納者に対する徴収業務の一部を担うことで、納付資力がありながらも納付をしないような悪質な滞納者に対し、徴収の公平性の確保と徴収率の向上を進めるためにも、滞納処分を含めた滞納整理を進めてまいります。

なお、結果については、検証のうえ、他市の事例も参考にしながら、今後公表に

について検討してまいります。

(2) 国民健康保険料滞納者の徴収は担当課である国民健康保険室が行うべきです。早期に戻していただくとともに他の「債権」に波及することがないようにもしていただくこと。

(担当：債権管理課)

債権の徴収及び管理については、その債権を保有する債権所管室課が行なうことが原則としていますが、納付資力がありながらも納付しないような悪質な滞納者に対しては、徴収の公平性の確保と徴収率の向上を進めていくうえでも厳格な対応をしていく必要があることから、徴収事務の一部を債権管理課に移管のうえ、滞納処分等の滞納整理を実施していくものです。

今後も、各債権所管室課に対しては確実な債権管理業務が行なえるように助言・指導するとともに、徴収の公平性の確保と徴収率の向上のため、各債権所管室課が必要だと判断した場合は、徴収事務の一部を債権管理課に移管のうえ、滞納処分等の滞納整理を実施してまいります。

VII マイナンバー制度について

(1) 番号法では住民に「提示・提出」の義務はありません。番号の「提示・提出」がなくても行政手続きは可能です。吹田市は番号の「提示・提出」を強要したと思われるような行為を無くし、住民の意思を尊重していただくこと。

(担当：情報政策室)

番号法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号））では、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施する（第 5 条）とされています。

そのため本市においては、番号法の趣旨に則り、各種窓口手続き等においてできる限り番号法の意義等を説明したうえで、個人番号の提供を求めておりますが、実際の提供の可否については住民の意思を尊重しております。

(2) 今年度の「住民税特別徴収税額決定通知書」送付にあたり吹田市が 12 枝のうち 8 ケタをアスタリスク表記されたことを当会は評価しています。この問題は総務省からの「技術的助言」はあるものの「（記載しなくても）ペナルティーはなく、罰則規定もない」（2016 年 12 月 15 日全国商工団体連合会と総務省の懇談での回答。高市総務大臣も 5 月 23 日の記者会見で、記者からの「罰則自体はないですね」との質問に「はい」と回答）ものです。吹田市は来年度も含めて今後も本年度と同様の対応をしていただくこと。

(担当：市民税課)

来年度においても、本年度と同様の対応を考えています。

(3) 「住民税特別徴収税額決定通知書」への個人番号の記載に係って企業からの質問や苦情があったと関係者からお聞きしています。送付前と送付後に分けて、その件数と代表的な意見を教えてください。

(担当：市民税課)

送付前に、個人番号不記載の要望書を6特徴義務者からいただきました。送付後につきましては、特にありません。

(4) 個人情報保護委員会のまとめでは、昨年4月から今年3月までの1年間で個人番号を含む個人情報の漏えいは117の行政機関や民間事業者などから165件報告されています。番号法は個人情報の流失やプライバシーの侵害など危惧される大変危険な制度です。吹田市は、国に対して利用枠の拡大を行わないように要望していただくこと。

(担当：情報政策室)

マイナンバー制度では、安全・安心を確保するため、制度・システムの両面から個人情報保護の措置を講じています。本市においては、今後も引き続きセキュリティを確保して制度を運用していくとともに、番号法の趣旨に則り、個人情報を適切に取り扱うために必要な整備等を要求してまいります。

(5) 市は独自にマイナンバーの利用範囲を拡大することのないようにしていただくこと。

(担当：企画財政室)

市独自のマイナンバー利用については、法に定められた範囲において、市民にとって利便性の高いサービスの提供や行政事務の効率化をより効果的に実現するために、システム改修等の費用と導入に伴う効果を検証した上で、決定することとしています。

今後も、国や他市の動向を注視しながら、個人情報保護にも十分留意し、検討してまいります。

(6) 以下の点について、実施後から本年8月31日までの実態を教えてください

- ① 通知カードの受取拒否通数
- ② 返戻分通知カードのうち市役所保管通数
- ③ マイナンバーカードの申請受付件数と交付済み件数

(担当：市民課)

平成29年8月31日現在

①通知カードの受取拒否通数	98通	
②返戻分通知カードのうち市役所保管通数	3,192通	
③マイナンバーカードの申請受付 件数と交付済み件数	申請受付件数	54,689件
	交付済み件数	44,669件

- ④ 個人番号の提示・記載状況の割合

(担当：情報政策室)

個人番号の提示・記載状況は4割程度です。

- ⑤ 個人番号の漏えい部署と漏えい件数

(担当：市民総務室)

吹田市市民部市民課 2件

● その他の事項について

- (1) 市役所職員の4割以上を非正規職員が占めている現状の改善を求める。

- ① 若者や継続して働いている職員を計画的に正規雇用化して公務員として働く誇りや将来への希望を育んでいただくこと。
- ② 災害時に住民の生命と安全を守って働く公務員の存在は地域住民に希望を与えます。非正規職員を正規採用化して住民生活に安心をもたらしてくださいこと。
- ③ 若者に安定した雇用と賃金を保障することが地域経済を豊かにし少子化対策にも資するものです。市は産業振興条例に基づき非正規労働者の待遇改善に率先して取り組んでいただくこと。

(担当：人事室)

本市では、平成 25 年（2013 年）3 月に、自治体の限られた経営資源である職員の能力を最大限、有効かつ最適に配分するため、「吹田市職員体制計画（案）」を策定しました。

同計画（案）では、行政ニーズの変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行い、職員の配置をしているところです。

引き続き、効率的な行政運営の確立に努め、職員の適正配置に取り組んでまいりたいと考えております。また、平成 32 年度の改正地方公務員法等の施行に向けて、本市に見合った制度の構築を図ってまいります。

(2) 市役所の窓口業務は外部委託せず市職員によって対応していただくこと。

（担当：企画財政室）

窓口業務を含む事務事業につきましては、「官が担うべき、もしくは官しか担えない事業」「官が関与すべき、もしくは関与することが望ましい事業」を検証したうえで、その担い手についての検討を進めてまいります。

(3) 公共施設や商業施設、人が多く集まる広場等においては喫煙専用ボックスを設置するなどして完全分煙の環境を整備していただくこと。

（担当：保健センター）

施設等における受動喫煙防止対策については、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条において施設管理者が受動喫煙防止対策を講じるよう努める旨が規定されており、本市においては、平成 21 年 4 月より公共施設については原則として敷地内禁煙とする方針を掲げています。

また、保健センターにおいては、受動喫煙防止対策の普及・啓発に取り組んでおり、引き続き受動喫煙防止対策を推進してまいりたいと考えております。

(4) 自転車が安心して走行できる自転車専用レーンを設けていただくこと。

（担当：総務交通室）

本市において、自転車が走行する空間の形態やルート等の方針を定めたものとして、平成 29 年 3 月、吹田市自転車利用環境整備計画を策定しました。本計画では幹線道路を中心に自転車の走行空間を整備するものとしており、本計画に基づき自転車が走行する空間を整備してまいります。

(5) 後藤市長は吹田市民を代表して、国連で採択された核兵器禁止条約に賛意を示し、日本政府が参加するように働きかけていただくこと。

（担当：人権平和室）

今回、国連において核兵器禁止条約が採択されたことは、核兵器廃絶に向けた大きな一歩であると認識しています。

本市におきましても、加盟する日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議を通じ

て、全ての国が条約への加盟を行うよう働きかけを行っているところです。

以上、御理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。